

薩摩川内市環境保全条例施行規則

平成24年10月1日

規則第34号

改正 平成27年9月30日規則第57号

平成28年3月28日規則第42号

平成31年3月20日規則第7号

令和3年4月1日規則第26号

令和4年3月10日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市環境保全条例（平成24年薩摩川内市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(要保全施設)

第3条 条例第2条の規則で定める要保全施設は、別表第1のとおりとする。

(規制基準)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める規制基準は、別表第2のとおりとする。

(届出書の提出部数)

第5条 条例第7条から第9条まで、第12条及び第13条第3項の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通を添えて行わなければならない。

(要保全施設の設置の届出)

第6条 条例第7条の規則で定める場合は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設（以下「騒音規制法特定施設」という。）を有する者が、同一工場等内に騒音に係る要保全施設を設置する場合とする。

2 条例第7条の規定による届出は、次の各号に掲げる要保全施設の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

(1) ばい煙に係る要保全施設 ばい煙に係る要保全施設設置（使用・構造等変更）届出書（様式第1号）

(2) 粉じんに係る要保全施設 粉じんに係る要保全施設設置（使用・構造等変更）届出書（様式第2号）

(3) 汚水に係る要保全施設 汚水に係る要保全施設設置（使用・構造等変更）届出書（様式第3号）

(4) 騒音に係る要保全施設 騒音に係る要保全施設設置（使用・構造等変更）届出書（様式第4号）

(5) 悪臭に係る要保全施設 悪臭に係る要保全施設設置（使用・構造等変更）届出書（様式第5号）

3 条例第7条第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公害防止担当責任者の職名及び氏名

(2) 業種及び主要生産品目

(3) 常時使用する従業員の数

4 第2項各号に掲げる届出書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 工場等の付近の見取図

(2) 要保全施設の配置図

(3) 操業工程の概要図

(4) 要保全施設に係るばい煙等の量及び濃度又は大きさに関する説明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(経過措置等に伴う届出)

第7条 前条第2項及び第4項の規定は、条例第8条の規定による届出の場合に準用する。

2 条例第8条第1号の規則で定める場合は、騒音規制法特定施設を有する者が、同一工場等内に騒音に係る要保全施設を設置している場合とする。

3 条例第8条第2号の規則で定める事実は、騒音に係る要保全施設を有する者が、同一工場等内に設置されている騒音規制法特定施設の全てを廃止することとする。

(要保全施設の構造等の変更の届出)

第8条 第6条第2項及び第4項の規定は、条例第9条の規定による届出の場合に準用する。

(氏名の変更等の届出)

第9条 条例第12条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

(1) 条例第12条第1号の規定による届出 氏名等変更届出書(様式第6号)

(2) 条例第12条第2号から第4号までの規定による届出 要保全施設使用廃止等届出書(様式第7号)

2 条例第12条第4号の規則で定める場合は、騒音に係る要保全施設を有する者が、同一工場等内に騒音規制法特定施設を設置した場合とする。

(承継の届出)

第10条 条例第13条第3項の規定による届出は、承継届出書(様式第8号)により行わなければならない。

(深夜の騒音に係る規制の対象となる営業)

第11条 条例第16条の規則で定める営業は、次のとおりとする。

(1) 鹿児島県公衆浴場法施行条例(昭和44年鹿児島県条例第24号)第2条第2項に規定する特殊公衆浴場営業

(2) ボウリング場営業

(3) ゴルフ練習場営業

(4) 自動車駐車場営業

(5) バッティングセンター営業

(商業宣伝を目的とする拡声機の使用を禁止する区域)

第12条 条例第17条第1項の規則で定める区域は、次のとおりとする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定に基づき定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二

種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域

- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所の敷地の周囲100メートル以内の区域

2 条例第17条第1項の規則で定める場合は、第14条に定める事項を遵守し、自動車による等移動しながら拡声機を使用する場合とする。

（航空機の利用による拡声機使用に係る遵守事項）

第13条 条例第17条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 午後5時から翌日の午前9時までの間は、拡声機を使用しないこと。
(2) 拡声機の音量は、原則として、地上おおむね1メートルの位置において、別表第3に掲げる基準を超えてはならないこと。
(3) 同一地域の上空で3回以上繰り返し放送しないこと。
(4) 音楽を放送しないこと。

（拡声機の使用に係る遵守事項）

第14条 条例第17条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 午後8時から翌日の午前8時までの間は、拡声機を使用しないこと。
(2) 使用時間は、移動しながら拡声機を使用する場合を除き、1回につき10分以内とし、15分以上の休止時間を置くこと。
(3) 複数の拡声機を使用する場合のそれぞれの拡声機の間隔は、50メートル以上とすること。
(4) 航空機の利用による拡声機使用の場合を除き、地上8メートル以上の高さで拡声機を使用しないこと。
(5) 拡声機の音量は、音源直下から30メートルの距離において、別表第3に掲げる基準を超えてはならないこと。

（事故時の報告）

第15条 条例第29条第2項の規定による報告は、事故報告書（様式第9号）により行わなければならない。

（立入調査の身分証明書）

第16条 条例第30条第2項に規定する証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）に掲げる別記様式によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（川内市公害防止条例施行規則の廃止）

2 川内市公害防止条例施行規則（昭和49年川内市規則第43号。以下「暫定規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、暫定規則又は鹿児島県公害防止条例施行規則(昭和47年鹿児島県規則第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則中これらに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 別表第1の1に掲げるボイラーのうち、ガスを専焼させるもの、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油をいう。以下同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、別表第2の1の(2)に掲げるばいじんに係る規制基準は、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和60年総理府令第31号)附則第4項に規定する経過措置が終了するまでの間、適用しない。
- 5 別表第1の3の番号2の項に掲げる内水面養殖場(施行日において現に設置されているものに限る。)については、別表第2の3に掲げる汚水に係る規制基準は、施行日から9年間は適用しない。

附 則(平成27年9月30日規則第57号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定及び別表第3の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の第17条に規定する身分証明書は、当該証明書に記載されている有効期限が満了する日までの間は、この規則による改正後の第17条に規定する身分証明書とみなす。

附 則(平成28年3月28日規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日規則第7号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第2の1の改正規定並びに様式第1号から様式第5号まで及び様式第7号から様式第10号までの改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の第17条に規定する身分証明書は、当該証明書に記載されている有効期限が満了する日までの間は、この規則による改正後の第16条に規定する身分証明書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の薩摩川内市環境保全条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和4年3月10日規則第11号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の改正規定及び様式第1号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。